



運輸安全マネジメントの取り組みについて

奥島観光は安全最優先を基本理念として、「より安全・安心なバス」を目指してPDCAサイクルを活用し輸送の安全性の向上に取り組んでまいります。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針
2. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
3. 事故に関する統計
4. 行政処分後の改善状況等
5. 安全管理規程
6. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置
7. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制
8. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況
9. 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置
10. 安全統括管理者に係る情報

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

当社では、輸送の安全に関する基本的な方針として「安全方針」を定め、全社員が一丸となって安全輸送の確保に取り組めます。

【安全方針】

安全最優先 “より安全・安心なバスを目指して”

1. 「輸送の安全の確保が事業経営の根幹であり、社会的使命である」ことを全社員が認識し、PDCAサイクルを活用し、社員一丸となって輸送の安全性の向上を図る。
2. 関係法令・規則を遵守する。
3. 人身事故の絶滅を図る。

平成26年4月1日

代表取締役 奥島 幸雄

2. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
輸送の安全に関する目標

平成26年度 事故防止重点目標	
1. 有責重大事故のゼロ (ゼロの場合は軽微な事故の統計調査・再指導)	
2. 車内乗客負傷者事故のゼロ (ゼロの場合は車内掃除の再指導)	
3. 飲酒運転ゼロ (ゼロの場合は再度飲酒に対する再教育)	

平成25年度輸送の安全に関する目標の達成状況

目 標	達 成 状 況
1. 人身事故を減らそう	目標達成しました。
2. 有責事故を減らそう	目標達成しました。
3. 踏切事故ゼロを継続しよう	目標達成しました。

平成25年度事故防止重点目標ゼロ達成の場合の再教育・再指導等

1. 人身事故を防ぐ為の再教育実施 ・ドライブレコーダーでの危険予測
2. 軽微な事故等あり（6件） ・車庫内での脚立接触キズ ・飛び石によるフロントガラスキズ
3. 踏切事故がなぜ起こるかの再教育 ・全員による意見交換

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計（平成25年度）

項 目	件 数
第2条第1項（転覆・転落・火災・踏切）	0件
第2条第2項（十台以上の衝突又は接触）	0件
第2条第3項（死者・重傷者）	0件
第2条第4項（十人以上の負傷者）	0件
第2条第5項（飛散・漏洩）	0件
第2条第6項（コンテナ落下）	0件
第2条第7項（操縦装置・扉の不適切）	0件
第2条第8項（酒気帯び・無免許運転）	0件
第2条第9項（疾病による運行中止）	0件
第2条第10項（救護義務違反）	0件
第2条第11項（車両故障）	0件
第2条第12項（車輪の脱落）	0件
第2条第13項（3時間以上本線において鉄道車両の運転を休止）	0件
第2条第14項（高速道路事故3時間通行止め）	0件
第2条第15項（特別な報告）	0件

4. 行政処分後の改善状況等

行政処分内容	改善状況
25年度はなし	

5. 安全管理規程

安全管理規程

安全管理規程

(有)奥島観光

平成25年4月1日制定

～安全の誓い～

人の命の尊さと、事故が社会に及ぼす影響を深く心に刻み、相戒め相励まし、絶対に無事故の達成に努力することを誓います。

(有)奥島観光 従業員一同

第1章 総則

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営方針等

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理の体制

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理の方法

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程(以下「本規程」という。)は、道路運送法(以下「法」という。)第22条の2第2項の既定に基づき、有限会社奥島観光(以下「当社」という。)の輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当社の旅客自動車運送事業に係るすべての業務活動に適用する。

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第3条

【安全方針】安全最優先“より安全なバスを目指して”

1. 「輸送の安全の確保が事業経営の根幹であり、社会的使命である」ことを全社員が認識し、PDCAサイクルを活用し、社員一丸となって輸送の安全性の向上を図る。
2. 関係法令・規則を遵守する。
3. 人身事故の絶滅を図る。

(輸送の安全に関する重点施策)

第4条

1 当社は、前条に基づき、次に掲げる事項を重点施策として実施する。

- ① 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令および安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- ② 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- ③ 輸送の安全に関する教育および訓練に関する具体的な計画を策定し、これを実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 前条に掲げる重点施策について達成目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成するため各重点施策について必要な計画を作成する。

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理の体制

(社長等の責務)

第7条

- 1 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
- 2 社長および役員は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。

(社内組織)

第8条

- 1 社長は、次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し適格に行う。
 - ① 安全統括管理者
 - ② 運行管理者
 - ③ 整備管理者
- 2 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統については、別紙の「安全管理体制組織図」および別紙の「重大事故発生時報告及び連絡図」による。

(安全統括管理者の選任および解任)

第9条

- 1 社長は、取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規程(以下「運輸規程」という。)第47条の5に規程する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。
- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することになったときは、安全統括管理者を解任する。
 - ① 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - ② 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。

(安全統括管理者の責務)

第10条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- ① 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を実施すること。
輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立し、維持すること。

- ② 関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底するため全従業員に対して必要な教育又は訓練を行うこと。
- ③ 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、全従業員に対して周知を図ること。
輸送の安全の確保の状況について、年1回内部監査を行い、社長および役員に報告すること。
- ④ 社長および役員に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条 安全統括管理者は、輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有および伝達)

第12条 安全統括管理者は、社長および役員と現従業員との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努めるとともに、安全性を損なうような事態を発見した場合には、これを看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害時に関する報告連絡体制)

第13条

- 1 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別紙の「重大事故発生時報告及び連絡図」による。
- 2 事故、災害等に関する報告が、社長および役員、受託会社又は関係者に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全管理統括者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制は十分に機能し、事故、災害等が発生した際の対応が円滑に進むように必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規制(昭和二十六年運輸省令第百四号)に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規程に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育および訓練)

第14条 第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、教育及び訓練に関する具体的な計画を策定し実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第15条

- 1 安全統括管理者は、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、1年に1回適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。
また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。
- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた

場合はその内容を、速やかに社長および役員に報告するとともに、是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送のため安全に関する業務の改善)

第16条

- 1 社長は、安全統括管理者から事故、災害等に関する前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合は輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。
- 2 社長は、悪質な法令違反等による重大事故が起きた場合には、安全対策全般を見直し、現在よりも安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第17条

- 1 下記の事項について毎年度、公表する。
 - ① 輸送の安全に関する基本的な方針
 - ② 輸送の安全に関する目標
 - ③ 輸送の安全に関する目標の達成状況
 - ④ 安全管理規程
 - ⑤ 重大事故発生時の連絡図
- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第18条

- 1 本規程は、業務の実態に応じ、定期的および適時適切に見直しを行う。
- 2 輸送の安全に関する事業運営の方針の作成に当たっての会議の記録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、社長および役員に報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。



【重大事故発生時報告及び連絡図】



7

● 事故発生時の処理
 乗務員は、事故の発生時に当該事故による被害が発生し、又は死亡した時は、速に以下事項を報告しなければならない。
 1. 速やかに到着手配、その他必要な防護措置を講ずる事。
 2. 運輸に危険防止等交通の安全に必要な措置を講ずる事。
 3. 会社及び所轄警察署に連絡し、指示を受ける事。
 4. 遺留品を保管する事。

6. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

輸送の安全のために講じた措置（平成25年度）

（1）安全最優先、法令遵守の徹底

安全方針を点呼時にすぐ復唱出来るように安全方針を点呼時に見えやすい位置に変更しました。

従業員一同で考えた安全への誓いを事務所の窓ガラスに貼り、いつでも車庫にいるときは安全への誓いが見えるようにしました。

（2）安全教育・安全設備の充実

ドライブレコーダーの導入により詳細な映像データを収集して、事故防止教育との充実に役立てました。

危険予測のDVDによる危険予測訓練を行いました。

（3）冬季前にチェーン装着の再教育を行いました。

輸送の安全のために講じようとする措置（平成26年度予定）

（1）安全最優先、法令遵守の徹底

従業員の名前と安全方針と緊急時の連絡先を記載した乗務員カードを作成し、従業員全員に配布する。

（2）安全教育・安全設備の充実

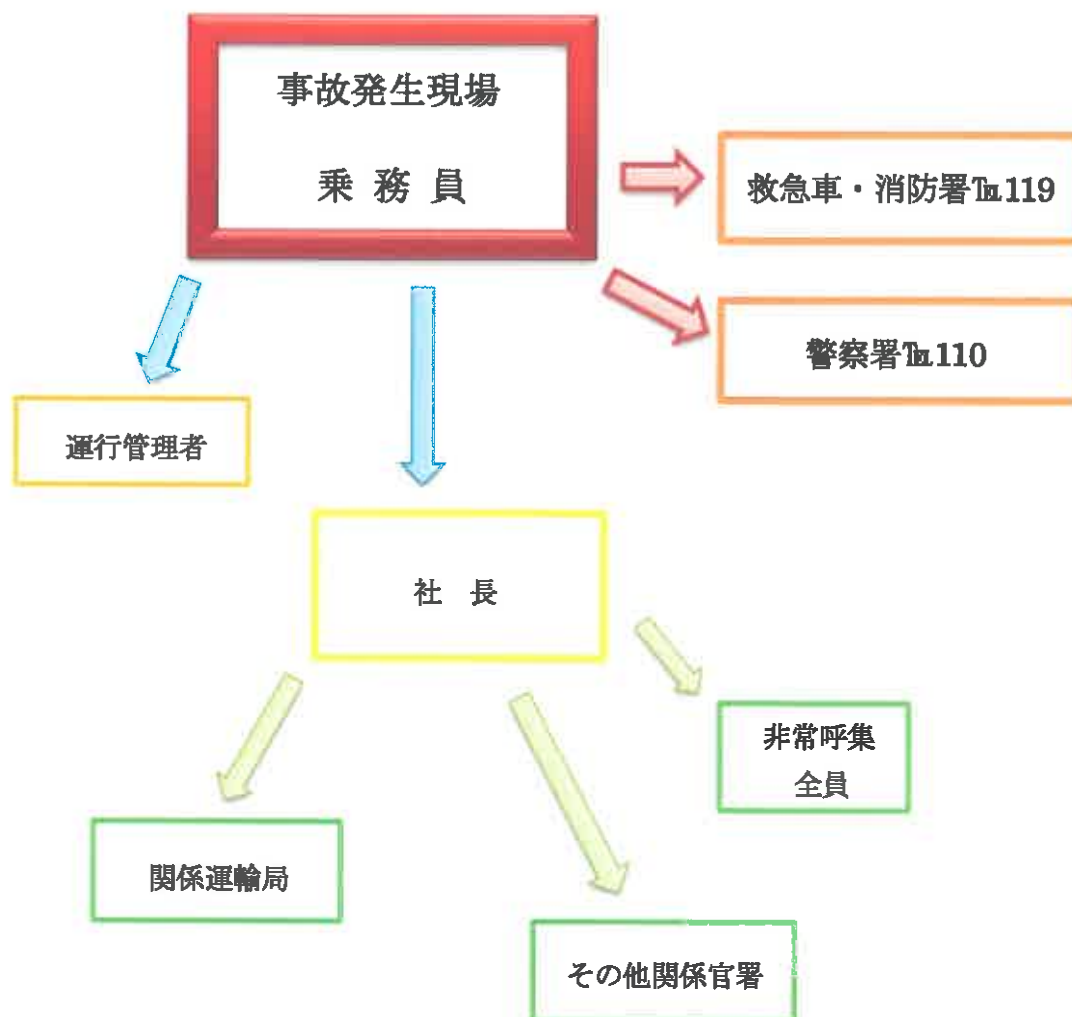
ドライブレコーダーの更なる活用により、事故防止等の教育の充実に役立っています。

危険予測のDVDによる教育。

（3）冬季前にチェーン装着の教育実施。

7. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制

【重大事故発生時報告及び連絡図】



※ 事故発生時の処理

乗務員は、旅客の輸送中に天災その他の事故により旅客が負傷し、又は死亡した時は、次に示す事項を実施しなければならない。

1. 速やかに応急手当、その他必要な救護措置を講ずる事。
2. 道路の危険防止等交通の安全に必要な措置を講ずる事。
3. 会社及び所轄警察署に連絡し、指示を受ける事。
4. 遺留品を保管する事。

8. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

<安全年間計画>

月	年間目標	主な教育実施状況	外部運動講習実施状況
4月	精神集中運転の励行	本社集合指導 消防署	春の交通安全 救命講習
5月	行楽期における事故防止	本社集合指導	
6月	梅雨時期における事故防止	本社集合指導	シートベルト着用強化月間
7月	かもしれない運転で事故防止	本社集合指導 危険予測訓練	
8月	暑さからくる気のゆるみの防止	本社集合指導	
9月	異常気象時の事故防止	本社集合指導	秋の交通安全週間
10月	プロ意識の向上	本社集合指導	
11月	夕暮時の事故防止	本社集合指導	
12月	年未年始の事故防止	本社集合指導 危険予測訓練	運転技術の見直し 年未年始安全総点検
1月	基本を忠実に守り、無事故スタート	本社集合指導教	
2月	漫然運転の禁止	本社集合指導教	
3月	確認動作の徹底	本社集合指導教	

9. 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

内部監査

内部監査チーム

監査リーダー 奥島 慶記

監査員 秋元 太

に指名し、毎年内部監査を実施。

平成25年12月に奥島観光内部監査室による内部監査を実施いたしました。監査内容については、「安全最優先」の安全方針に基づき、安全管理体制が効果的に実施・維持され機能しているか、また、安全管理に関する関係法令や社内規程などのルールが遵守され徹底が図られているかについて確認しました。その結果、安全管理体制の有効性及び適合性において概ね適正であることを把握しました。

10. 安全統括管理者に関する情報

安全統括管理者

平成25年10月1日 奥島 佳枝を安全統括管理者に選任。

安全統括管理者に選任した奥島 佳枝は事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務に通算して5年以上従事の経験を有しています。

選任した奥島 佳枝は運行管理者等指導講習を修了。

選任した安全統括管理者が事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあること及び旅客自動車運送規則47条の5に規定する要件を備えることを証する。

